

平成 11 年度

沼津工業高等専門学校動物実験委員会

自己点検・評価報告書

1. 沼津工業高等専門学校動物実験委員会設置の経緯

沼津工業高等専門学校（以下、沼津高専という）では、近年技術革新が進んでいる生物工学分野の教育を充実するため、平成元年にそれまでの工業化学科を物質工学科に改組した。この改組に伴って、平成4年に建てられた生物工学実験棟には動物飼育室が新設され、沼津高専において動物実験に関する教育と研究が本格的に開始された。平成5年には、「沼津工業高等専門学校における動物実験に関する指針」（以下、指針という）および「沼津工業高等専門学校動物実験委員会規則」（以下、委員会規則という）が制定され、この規則に基づいて、平成7年度より沼津高専動物実験委員会（以下、委員会という）が設置された。指針および委員会規則については、添付資料1を参照のこと。

2. 指針の目的と沼津高専における現状の点検について

指針の目的は、「生物工学に関する教育及び研究のより一層の発展充実を図るため動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事項を示すことにより、科学的にはもとより、教育及び研究の場において動物福祉への配慮を求める社会の声にも傾注し、適正な動物実験を促すこと」にある。この目的を達成するため、委員会では年度当初に、指針の内容と沼津高専で行われている動物実験の内容が一致しているか否かを確認する作業を行っている。また、年度末には、その年度に行われた動物実験の内容と問題点に関する報告書を作成し、動物実験が指針に照らして適正に行われたか否かを確認している。指針と沼津高専の現状との対比資料については添付資料2を、委員会の報告書については添付資料3を、それぞれ参照のこと。

3. 委員会組織について

委員会の目的である「沼津高専における動物実験の適切な指針の策定及びその適正な運用」を行うため、委員会は、動物実験に関係する教官若干名、庶務課長、動物実験に関係する技官若干名の他に、動物実験に関係しない教官若干名により構成されている。これにより、動物実験に関係しない者の意見も広く取り入れて、委員会の運営を行うことが可能となっている。平成7年度から平成11年度までの、教官・技官の委員については、添付資料4を参照のこと。

4. 今後の問題点

委員会としては、関係教官が少ないこともあり、これまで経常的な予算は組んでこなかった。しかし、今後起こりうる可能性のある問題として、臭気に関する苦情があり、この問題を十分に解決するためには予算措置の必要が生じる。今後、外部環境への配慮と飼育者の作業環境改善のために、積極的な臭気対策が必要になるものと考えられる。また、この件に関しては、できれば一時的な臭気対策ではなく、今後使用することが予想される実験動物、魚類、爬虫類、両生類などの飼育が可能な施設の新設を要求することが検討されるべきであろう。

添付資料 1

沼津工業高等専門学校動物実験委員会規則

および

沼津工業高等専門学校における動物実験に関する指針

○沼津工業高等専門学校動物実験委員会規則

(平成5. 3. 10制定)

(設置)

第1条 沼津工業高等専門学校(以下「学校」という。)に、文部省学術国際局長通知(昭和62年5月25日付け文学情第141号)に基づいて、沼津工業高等専門学校動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、校長の諮問に応じ、学校における動物実験の適切な指針の策定及びその適正な運用を図るため、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 実験計画の立案に関する事項
- (2) 供試動物の選択に関する事項
- (3) 実験動物の飼育管理に関する事項
- (4) 実験操作に関する事項
- (5) 安全管理に特に注意を払う必要のある実験に関する事項
- (6) その他、動物実験に関する事項

(組織及び運営)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- (1) 動物実験に係る教官 若干名
- (2) 動物実験に係らない教官 若干名
- (3) 庶務課長
- (4) 動物実験に係る技官 若干名

2 前項第一号、第二号及び第四号の委員は校長が任命する。

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によつて定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じ委員会の同意を得て、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営については、委員会が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会に関する事務は、庶務課において処理する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

○沼津工業高等専門学校における動物実験に関する指針

(平成5. 3. 10制定)

(目的)

- 1 この指針は、沼津工業高等専門学校（以下「学校」という。）において、生物工学に関する教育及び研究のより一層の発展充実を図るため動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事項を示すことにより、科学的にはもとより、教育及び研究の場において動物福祉への配慮を求める社会の声にも傾注し、適正な動物実験を促すことを目的とする。

(適用範囲)

- 2 この指針は、学校において哺乳類及び鳥類に属する動物を対象に実施するすべての動物実験に適用するものとする。なお、哺乳類及び鳥類以外の動物を用いた実験についても、この指針の趣旨に沿って実施されることが望ましい。

(施設、設備、組織の整備)

- 3 校長は、学校において動物実験を適正かつ円滑に実施するために必要な動物実験施設・設備及び実験動物の飼育施設・設備を整備するよう努めなければならない。また、それらの管理、運営のために沼津工業高等専門学校動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。

(動物実験計画の立案)

- 4 (1) 学校において動物実験を実施する者（以下「実験実施者」という。）は、2項に定める適用範囲を当該教育及び研究目的の達成に真に必要な最小限にとどめ、適正な供試動物の選択、動物実験の検討を行うと同時に実験動物を飼育、保管する施設の管理を総括する教官（以下「管理者」という。）の協力を得て、適正な動物実験に必要な飼育環境等の条件を確保しなければならない。

(2) 実験実施者は、必要に応じて学校外における動物実験の専門家の意見を求めるとともに委員会に指導、助言を求め、適正な動物実験が行えるよう心がけなければならない。

(供試動物の選択)

- 5 実験実施者は、供試動物の選択に当たって次の事項について、留意しなければならない。

(1) 動物実験目的に達した動物種の選択、動物実験成績の精度や再現性を左右する供試動物の数、遺伝学的、微生物学的品質、飼育条件等に関すること。

(2) 飼育施設の微生物学的統御に関して管理者の指示を受けること。

(3) 外部からの実験動物及び細胞株の導入に際して、感染性病原体の汚染防止に関すること。

(実験動物の検収と検疫)

- 6 実験実施者は、実験動物の検収に当たって実験動物の発注条件、異常、死亡等を確認し、実験動物の状態、受け入れ先、日時等を記録するとともに検疫を実施するものとする。

ただし、実験実施者は、管理者が指名する技官（以下「飼養者」という。）に、これらの作業を委嘱することができる。

(実験動物の飼育管理)

- 7 (1) 管理者、実験実施者及び飼養者（以下「管理者等」という。）は、動物福祉の精神に適い、かつ安定した動物実験成績を入手するため、三者協力して適切な施設、設備の維持、管理に努めなければならない。
- (2) 管理者等は、実験動物の生理、生態、習性等に応じ、実験目的に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌、給水等の飼育管理を行わなければならない。
- (3) 管理者等は、三者協力して実験中の動物についてはもちろんのこと、施設への導入時から不要時に至るすべての期間にわたって、実験動物の状態を常時子細に観察し、その健康及び安全の保持のために適切な処置を講じなければならない。

(動物実験操作)

- 8 実験実施者は、麻酔等の手段によつて、実験動物に無用な苦痛を与えないよう配慮しなければならない。この場合、必要に応じて管理者又は委員会に判断を求めるものとする。

なお、実験実施者は、苦痛を排除するための措置を飼養者に委嘱することができる。

(動物実験終了後の措置)

- 9 (1) 実験実施者は、動物実験を終了した動物の措置については、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」(昭和55年3月27日総理府告示第6号)に定められているところにより行うものとする。特に、実験動物の処分に当たっては、出来る限り苦痛を与えないよう注意しなければならない。
- ただし、実験実施者は、この措置の一部又は全部を飼養者に委嘱することができる。
- (2) 実験動物の死体については、適切な処置を講じ、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにしなければならない。

(安全管理等に特に注意を払う必要のある動物実験)

- 10 (1) 実験実施者は、物理的、化学的に危険な物質又は病原体等を扱う動物実験においては、人の安全を確保するとともに飼育環境の汚染により、動物が障害を受けたり、実験結果のデータの信頼性が損なわれないよう十分に配慮しなければならない。さらに、動物実験施設の周囲の汚染防止については、施設・設備の状況を踏まえつつ、特段の注意を払わなければならない。
- (2) 実験実施者は、遺伝子導入動物を取扱う動物実験においては、実験の安全確保のため飼育室、実験室に当該動物の習性に応じた適切な逃亡防止策を講じなければならない。

(諮問)

- 11 校長は、学校における動物実験に関する必要な事項が生じた場合は、速やかに委員会に諮問しなければならない。

附 則

この指針は、平成5年4月1日から実施する。

改正 平成6年10月1日。

添付資料 2

「沼津工業高等専門学校における動物実験に関する指針」
と沼津高専の現状との対比資料 （平成 11 年度版）

「沼津工業高等専門学校における動物実験に関する指針」について（平成 11 年度）

（目的）

1. 追加説明、特になし。

（適用範囲）

2. 実際に使用する可能性のある動物種は以下のとおり。

本指針の対象動物

哺乳類；主にげっ歯類（マウス、ラット、ハムスター、モルモット、ウサギなど）
鳥類；ニワトリなど

本指針の対象動物に準じるもの

その他；主に両生類（カエルなど）、魚類（コイなど）

（施設、設備、組織の整備）

3. 現在の実験動物の飼育施設、設備は以下のとおり。

飼育施設；動物飼育室（生物工学実験棟 2 階）

飼育用ラック、水道、エアコン（25℃一定）、換気扇、
タイマー付き室内灯（午前 7 時から午後 7 時まで点灯）あり。
哺乳動物の飼育に使用（現在はマウスのみを飼育中）。

生物工学実験室・（生物工学実験棟 1 階）

-80℃のディープフリーザーあり。
動物死体の一時保管に使用（約 1 カ月位）。

生物工学実験室・（生物工学実験棟 1 階）

特に設備なし。
薬物等の投与や解剖などに使用。

（動物実験計画の立案）

4. 現在行われている動物実験の内容は、以下のとおり。

- a. 老化促進モデルマウスの飼育、繁殖。

現在、常時約 200 匹の同マウスを飼育している。

昨年度の代表的な動物実験例は、以下のとおり。

- a. 市販マウスを用いた茶の抗 IV 型アレルギー作用の検定実験
- b. 市販マウスを用いた紅茶抽出物投与実験

（供試動物の選択）

5. 現在使われている、または今後使われる予定の動物は、以下のとおり。

老化促進モデルマウス；平成 5 年 4 月に分与された同マウス（飼育条件；コンベンショナル）について、コンベンショナルに近い条件で現在までに 20 世代を飼育、繁殖している。

市販のコンベンショナルマウス；現在までに購入し、使用したマウスに、ddY, ICR, C57BL がある。これらは、いずれも白色、有色系の正常マウスである。今後も、これらの系統のマウスを使用する実験が多いものと考えられる。

(2) の微生物学的統御に関しては、飼育用ラックの吸入口にはヘパフィルターを入れてあり動物には微生物を制限した空気が供給され、感染症を予防している。飼育室内の空気は、天井の換気扇より、生物工学実験棟上部の排気口から排出される。換気扇の吸入口

にヘパフィルターを付けることで、室内の微生物を外界に排出しないよう工夫する予定であったが、換気扇の排気力、設備等の問題から現在は、ヘパフィルターの使用は見合わせている。

(3) については次項を参照。

(実験動物の検収と検疫)

6. 市販の動物の搬入に関しては、メーカー、日時および外見的状态を記録する。動物の検疫については、メーカーから提供される資料をもって、これに代えることにする。

本校で、飼育、繁殖しているマウスに関しては、2日おきに外見的状态の観察による健康のチェックを行っている。飼育中に死亡したマウスについては、疾病および感染症の有無を観察し、検疫に代えている。

(実験動物の飼育管理)

7. 本校では、管理者と実験実施者が同一人である場合が多いと予想される。現在の飼育設備および飼育環境(条件)はすでに述べた。実験動物の飼育、健康管理は一部卒業研究生の援助により、週3回の給餌、給水と週1回の床敷き(滅菌された木屑)の交換を行っている。なお、この作業のため、正規の手続きのもとに課外時に卒業研究生が生物学実験棟に出入りすることがあることを、ご了承いただきたい。

(動物実験操作)

8. 現在、実験動物の苦痛排除の手段としては、ジエチルエーテルによる麻酔法を用いている。この方法は、広く生物学および生物化学の分野において認められている安楽死法であり、実験実施者は、このような処理を行ったことを慣例に基づいて発表論文等に記載している。

(動物実験終了後の措置)

9. 実験動物の処理における苦痛排除の手段については、前項を参照。

(安全管理等に特に注意を払う必要のある動物実験)

10. 本校では現在までに危険な物質または病原体を扱う動物実験は行っていないし、その予定もない。また、遺伝子導入動物も使用していない。飼育環境と空気の扱いについては、すでに述べた。換気扇により飼育室内の臭気の排除の改善はなされたが、十分とはいえない。これは、部屋の狭さにも原因がある。動物の逃亡防止策については、給餌給水の度に動物の匹数を確認しているほか、動物を扱う場合には使用する部屋の出入口と窓を閉めるようにしている。飼育室には、水道、エアコン、換気扇、換気口などがあるが、水道にはトラップがあり、また換気口などはすべて天井にあるため動物が外に出ることはできない。

(諮問)

11. 追加説明、特になし。

添付資料 3

平成 7 年度～平成 11 年度
委員会報告書

動物実験実施報告

1. マウスの繁殖・飼育

期間：平成7年4月1日～平成8年3月31日（予定）

対象動物：老化促進モデルマウス（SAMP1 and R1/Yag//Nct）

匹数：常時約200匹

実験者：████████

実験内容：マウスの通常の繁殖・飼育作業。

飼料は、通常の市販実験動物用飼料（オリエンタル酵母製MF）。

床敷きは、通常のチップ（日本チャールズリバー製サンフレック）。

飲料水は、通常の水道水。

糞尿の処理は、床敷きのチップ（おがくず）とともに本校焼却炉にて焼却。

2. 高コレステロール食負荷実験

期間：平成7年3月6日～同年12月21日

対象動物：老化促進モデルマウス

匹数：69匹

実験者：████████

実験内容：動脈硬化モデル動物開発のため、上記マウスに試薬特級コレステロールを1～5%添加した通常飼料MFを与え、一定期間飼育後、エーテル麻酔下に解剖し、動脈および血液等の検査を行った。床敷き、飲料水、糞尿の処理は、実験1と同様に行った。

3. 緑茶カテキン投与実験

期間：平成7年10月1日～同年11月30日

対象動物：ddY系マウス（日本SLCより購入）

匹数：25匹

実験者：████████

実験内容：魚油投与マウスの脂質代謝に対する緑茶カテキンの影響を検討する目的で、一定期間上記マウスに魚油および緑茶カテキンを添加した通常飼料を与え、エーテル麻酔下に解剖し、肝臓および血液等の検査を行った。床敷き、飲料水、糞尿の処理は、実験1と同様に行った。

4. 脳脂質自動酸化実験

期間：平成7年9月5日～同年12月15日

対象動物：ddY系マウス（日本SLCより購入）

匹数：20匹

実験者：████████

実験内容：脳脂質自動酸化に対する植物製抗酸化剤の効果を検討する目的で、上記

マウスをエーテル麻酔下に解剖し、脳を摘出して検査を行った。
床敷き、飲料水、糞尿の処理は、実験 1 と同様に行っ
た。

5. 緑茶カテキン投与実験

期間： 平成 7 年 11 月 15 日～同年 12 月 26 日

対象動物： ddY 系マウス（日本 SLC より購入）

匹数： 18 匹

実験者： XXXXXXXXXX

実験内容： 緑茶カテキンの動物体内動態を検討する目的で、上記マウスに緑茶カテキンを経口投与した。一定時間後、エーテル麻酔下に解剖し、肝臓および血液等の検査を行った。床敷き、飲料水、糞尿の処理は、実験 1 と同様に行った。

報告事項

1. 床敷きの焼却に関する注意点

床敷きについては、本校焼却炉にて焼却しているが、ゴミ焼却業者より「湿ったチップが燃えにくい。また大量のチップを一度に燃やすと、新しい焼却炉の構造上危険である。」という意見が出されたため、現在、床敷きを小分けにして複数のゴミ袋に詰めて焼却炉に出している。このことについては、動物飼育担当者に連絡を徹底した。

平成8年度第1回動物実験委員会報告

平成8年5月29日(水) 16:00～ 2階小会議室

出席者： [REDACTED]
[REDACTED]

議題： 1. 委員長の選出

委員会規則第4条に基づき、委員の互選により [REDACTED] に決定した。

2. その他

(1) 委員長による委員長代行の指名

委員会規則第4条に基づき、委員長代行は [REDACTED] が指名された。

(2) 委員会規則の内容確認

委員会規則の内容の確認を行った。

委員会の活動内容は適切な指針の策定と運用であるが、現状では、至急の検討事項はほとんどない。今後、年1～2回の頻度で委員長が実験実施者から現状報告を受け、特に検討課題がないと委員長が判断した場合には、その実施報告を各委員に回覧して、実施内容についての承認を得ることとする。報告書またはそれ以外で検討課題が生じた場合には、委員長は必要に応じて委員会を開いて討議することとする。

また、次期委員会のメンバーについては、前年度の委員長が委員の意見を参考にして、校長に推薦することとする。

(3) 指針の内容確認と現状報告

指針の内容の確認を行うとともに、委員長から資料1に基づき、本校の動物実験に関する現状報告が行われた。

(4) 委員会予算について

関係教官が少ないこともあり、経常的な予算は組まないこととし、必要がある場合のみ次年度に予算要求することとする。

ただし、今年度は飼育者の作業環境改善（飼育室内の臭気および排気問題の解消）のための、動物飼育施設の改造・新設の可能性について検討していくこととする。

以上

動物実験実施報告

1. マウスの繁殖・飼育

期間：平成8年4月1日～平成9年3月31日（見込み）

対象動物：老化促進モデルマウス（SAMP1 and R1/Yag//Nct）

匹数：常時約200匹

実験者：[REDACTED]

実験内容：マウスの通常の繁殖・飼育作業。

飼料は、通常の市販実験動物用飼料（オリエンタル酵母社製MF）。

床敷きは、通常のチップ（オリエンタル酵母社製）。

飲料水は、通常の水道水。

糞尿の処理は、床敷きのチップ（おがくず）とともに本校焼却炉にて焼却。

2. 高コレステロール食負荷実験

期間：平成8年6月21日～同年9月18日

対象動物：老化促進モデルマウス

匹数：12匹

実験者：[REDACTED]

実験内容：動脈硬化モデル動物開発のため、上記マウスに試薬特級コレステロールを1～5%添加した通常飼料MFを与え、一定期間飼育後、エーテル麻酔下に解剖し、動脈および血液等の検査を行った。床敷き、飲料水、糞尿の処理は、実験1と同様に行った。

3. 緑茶茶がら抽出物投与実験

期間：平成8年9月15日～同年10月4日

対象動物：ddY系マウス（日本SLCより購入）

匹数：25匹

実験者：[REDACTED]

実験内容：マウスの脂質代謝に対する緑茶茶がら抽出物の影響を検討する目的で、一定期間上記マウスに緑茶茶がら抽出物を添加した通常飼料を与え、エーテル麻酔下に解剖し、肝臓および血液等の検査を行った。床敷き、飲料水、糞尿の処理は、実験1と同様に行った。

4. 肝および脳脂質自動酸化実験

期間：平成8年4月20日～平成9年1月10日

対象動物：ddY系マウス（日本SLCより購入）

匹数：15匹

実験者：[REDACTED]

実験内容：脳脂質自動酸化に対する植物製抗酸化剤の効果を検討する目的で、上記マウスをエーテル麻酔下に解剖し、脳を摘出して検査を行った。

床敷き、飲料水、糞尿の処理は、実験 1 と同様に行った。

報告事項

1. エアコンの修理について

秋口に、エアコンの不調により室温の制御ができず、マウス十数匹が死んだ。至急、エアコンの修理を依頼し、生物実験棟全体のエアコンを入れ替えた。以降、室温の制御は順調であった。

平成9年度第1回動物実験委員会報告

平成9年5月7日(水) 16:00～ 2階小会議室

出席者： [REDACTED]
[REDACTED]

議題： 1. 委員長の選出

委員会規則第4条に基づき、委員の互選により [REDACTED] に決定した。

2. その他

(1) 委員長による委員長代行の指名

委員会規則第4条に基づき、委員長代行は [REDACTED] が指名された。

(2) 委員会規則の内容確認

委員会規則の内容の確認を行った。

委員会の活動内容は動物実験における適切な指針の策定と運用であるが、現状では、至急の検討事項はない。今後、年1～2回の頻度で委員長が実験実施者から現状報告を受け、特に検討課題がないと委員長が判断した場合には、その実施報告を各委員に回覧して、実施内容についての承認を得ることとする。報告書またはそれ以外で検討課題が生じた場合には、委員長は必要に応じて委員会を開いて討議することとする。

また、次期委員会のメンバーについては、前年度の委員長が委員の意見を参考にして、校長に推薦することとする。

(3) 指針の内容確認と現状報告

指針の内容の確認を行うとともに、委員長から昨年度の報告書を参考に、本校の動物実験に関する現状報告が行われた。

(4) 「ヒトのクローンに関する研究について」の取り扱い

このことについて、科学技術会議の政策委員会の決定を元に、文部省学術国際局長より、慎重な配慮をするよう通知があった。本校でも、当該研究もしくはそれに直接つながるような内容の動物実験および研究は、当面差し控えることとすることが確認された。

(5) 委員会予算について

関係教官が少ないこともあり、経常的な予算は組まないこととし、必要がある場合のみ次年度に予算要求することとする。

ただし、今年度は飼育者の作業環境改善（飼育室内の臭気および排気問題の解消）のための、動物飼育施設の改造・新設の可能性について検討していくこととする。

以上

動物実験実施報告

1. マウスの繁殖・飼育

期間：平成9年4月1日～平成10年3月31日

対象動物：老化促進モデルマウス (SAMP1 and R1/Yag//Nct)

匹数：常時約200匹

実験者： ██████████

実験内容：マウスの通常の繁殖・飼育作業。

飼料は、通常の市販実験動物用飼料（オリエンタル酵母社製 MF）。

床敷きは、通常のチップ（オリエンタル酵母社製）。

飲料水は、通常の水道水。

糞尿の処理は、床敷きのチップ（おがくず）とともに本校焼却炉にて焼却。

2. 茶カテキン投与実験1

期間：平成9年5月12日～同年8月11日

対象動物：老化促進モデルマウス

匹数：11匹

実験者： ██████████

実験内容：老化モデル動物の老化促進過程に対する茶カテキン投与の改善効果の評価するため、上記マウスに0.5%茶カテキン添加した通常飼料MFを与え、一定期間飼育した。その後エーテル麻酔下に解剖し、動脈および血液等の検査を行った。床敷き、飲料水、糞尿の処理は、実験1と同様に行った。

3. 茶カテキン投与実験2

期間：平成9年7月8日～同年12月8日

対象動物：老化促進モデルマウス

匹数：6匹

実験者： ██████████

実験内容：老化モデル動物の老化促進過程に対する茶カテキン投与の改善効果の評価するため、上記マウスに0.5%茶カテキン添加した通常飼料MFを与え、一定期間飼育した。その後エーテル麻酔下に解剖し、動脈および血液等の検査を行った。床敷き、飲料水、糞尿の処理は、実験1と同様に行った。

4. 茶カテキン投与実験

期間：平成9年7月14日～同年10月27日

対象動物：ddY系マウス（日本SLCより購入）

匹数：22匹

実験者： ██████████

実験内容： 茶カテキンのマウス体内への吸収の様子を検討する目的で、上記マウスに茶カテキンを経口投与し、エーテル麻酔下に解剖して、肝臓および血液等へ取り込まれた量を測定した。床敷き、飲料水、糞尿の処理は、実験 1 と同様に行った。

5. 茶殻抽出物添加食負荷実験

期間： 平成 10 年 1 月 6 日～平成 10 年 3 月 4 日

対象動物： ddY 系マウス（日本 SLC より購入）

匹数： 16 匹

実験者： XXXXXXXXXX

実験内容： 茶殻中に残存する抗酸化性物質の動物体内での効果を検討する目的で、上記マウスに一定期間茶殻抽出物添加食を与えた。その後、エーテル麻酔下に解剖し、脳を摘出して検査を行った。床敷き、飲料水、糞尿の処理は、実験 1 と同様に行った。

備考

特になし。

平成10年度第1回動物実験委員会報告

平成10年5月20日(水) 16:00～ 2階小会議室

出席者： [REDACTED]
[REDACTED]

議題： 1. 委員長の選出

委員会規則第4条に基づき、委員の互選により [REDACTED] に決定した。

2. その他

(1) 委員長による委員長代行の指名

委員会規則第4条に基づき、委員長代行は [REDACTED] が指名された。

(2) 委員会規則の内容確認

委員会規則の内容の確認を行った。

委員会の活動内容は動物実験における適切な指針の策定と運用であるが、現状では、至急の検討事項はない。今後、年1～2回の頻度で委員長が実験実施者から現状報告を受け、特に検討課題がないと委員長が判断した場合には、その実施報告を各委員に回覧して、実施内容についての承認を得ることとする。報告書またはそれ以外で検討課題が生じた場合には、委員長は必要に応じて委員会を開いて討議することとする。

また、次期委員会のメンバーについては、前年度の委員長が委員の意見を参考にして、校長に推薦することとする。

(3) 指針の内容確認と現状報告

指針の内容の確認を行うとともに、委員長から昨年度の報告書を参考に、本校の動物実験に関する現状報告が行われた。

(4) 委員会予算について

関係教官が少ないこともあり、経常的な予算は組まないこととし、必要がある場合のみ次年度に予算要求することとする。

以上

動物実験実施報告

1. マウスの繁殖・飼育

期間： 平成 10 年 4 月 1 日～平成 11 年 3 月 31 日

対象動物： 老化促進モデルマウス (SAMP1 and R1/Yag//Nct)

匹数： 常時約 200 匹

実験者： ██████████

実験内容： マウスの通常の繁殖・飼育作業。

飼料は、通常の市販実験動物用飼料 (オリエンタル酵母社製 MF)。

床敷きは、通常のチップ (オリエンタル酵母社製)。

飲料水は、通常の水道水。

糞尿の処理は、床敷きのチップ (おがくず) とともに本校焼却炉にて焼却。

2. 茶の抗 IV 型アレルギー作用の検定実験

期間： 平成 10 年 4 月 1 日～平成 11 年 3 月 31 日

対象動物： ICR 系マウス (日本 SLC より購入)

匹数： 750 匹

実験者： ██████████

実験内容： 茶の抗 IV 型アレルギー作用を評価、検討する目的で、上記マウスを用いて、オキサゾロンによる感作実験を行った。一回の検定に 30～40 匹のマウスを用い、予備飼育も含めて約 3 週間ずつ飼育した。投与した試料は、茶の抽出物およびそれから精製した化合物を用いた。飼育後は、エーテル麻酔下に安楽死させ、アレルギー症状を観察、測定した。床敷き、飲料水、糞尿の処理は、実験 1 と同様に行った。

3. 紅茶抽出物投与実験 1

期間： 平成 10 年 5 月 12 日～同年 7 月 12 日

対象動物： ddY 系マウス (日本 SLC より購入)

匹数： 20 匹

実験者： ██████████

実験内容： 紅茶抽出物の動物体内での抗酸化効果を緑茶抽出物と比較する目的で、上記マウスに 1.0%紅茶抽出物または緑茶抽出物を添加した通常飼料 MF を与え、2 ヶ月間飼育した。その後エーテル麻酔下に解剖し、肝臓等の臓器、動脈および血液等の検査を行った。床敷き、飲料水、糞尿の処理は、実験 1 と同様に行った。

4. 紅茶抽出物投与実験 2

期間： 平成 10 年 9 月 2 日～同年 11 月 2 日

対象動物： ddY 系マウス (日本 SLC より購入)

匹数： 20 匹

実験者： XXXXXXXXXX

実験内容： 紅茶抽出物投与実験1の再実験を行った。また、飼育1ヶ月の時に、半数のマウスを使用して、紅茶抽出物と緑茶抽出物の四塩化炭素誘発肝障害に対する抑制効果を検討した。上記マウスに1.0%紅茶抽出物または緑茶抽出物を添加した通常飼料MFを与え、1または2ヶ月間飼育した。その後エーテル麻酔下に解剖し、肝臓等の臓器、動脈および血液等の検査を行った。床敷き、飲料水、糞尿の処理は、実験1と同様に行った。

備考

1. 「大学等におけるヒトのクローン個体の作製についての研究に関する指針」について
平成10年8月31日付けで、文部省学術国際局長より、「大学等におけるヒトのクローン個体の作製についての研究に関する指針」の通達があった。本動物実験委員会としては、ヒトは実験動物の範疇には入らないものと解釈しているが、平成10年9月10日に参考のため各委員への周知徹底を行った。

—— 資料（文部省告示第百二十九号の主な内容の抜粋および要点） ——

（定義）

第二条の四 大学等には高等専門学校が含まれる。

（ヒトのクローン個体の作製に関する研究の禁止）

第三条 ヒトのクローン個体の作製を目的とする研究又はヒトのクローン個体の作製をもたらすおそれのある研究は、行わないものとする。

2 前項の趣旨にかんがみ、ヒトの体細胞（受精卵、胚を含む）由来核の除核卵細胞への核移植は、研究においてこれを行わないものとする。

（禁止規定に違反しているか否かについての確認）

第四条 現在計画中の研究が第三条に違反するおそれがある、または違反するとの疑いが生じるおそれがある場合には、研究者は違反しないことの確認を大学等の長に求めるものとする。確認を求められた大学等の長は、独自に組織した審査委員会（当該研究者を含まず高い識見を持つ者により構成）と文部大臣に意見を求めるものとする。

（大学等以外の機関における研究に対するこの指針の準用）

第八条 大学等以外の機関では、科学研究補助金の交付を受けた研究に関しては、この指針を準用する。

XXXXXXXXXX

平成 11 年度第 1 回動物実験委員会報告

平成 11 年 5 月 19 日 (水) 16:00～ 2 階小会議室

出席者： [REDACTED]
[REDACTED]

議題： 1. 委員長の選出

委員会規則第 4 条に基づき、委員の互選により [REDACTED] が選出された。

2. その他

(1) 委員長による委員長代行の指名

委員会規則第 4 条に基づき、委員長代行は [REDACTED] が指名された。

(2) 委員会規則の内容確認

委員会規則の内容の確認を行った。

- ・委員会の活動内容は動物実験における適切な指針の策定と運用であるが、現状では、至急の検討事項はない。今後、年 1～2 回の頻度で委員長が実験実施者から現状報告を受け、特に検討課題がないと委員長が判断した場合には、その実施報告を各委員に回覧して、実施内容についての承認を得ることとする。報告書またはそれ以外で検討課題が生じた場合には、委員長は必要に応じて委員会を開いて討議することとする。
- ・次期委員会のメンバーについては、前年度の委員長が委員の意見を参考にして、校長に推薦することとする。
- ・委員長の選出方法については、今後、他の委員会と同様に年度当初に校長に指名していただく形に改則するよう準備したい。

(3) 指針の内容確認と現状報告

指針の内容の確認を行うとともに、委員長から昨年度の報告書を参考に、本校の動物実験に関する現状報告が行われた。

(4) 委員会予算について

前項 (2) にも関連するが、今後起こりうる可能性のある問題として、臭気に関する苦情がある。この問題を含め、予算措置の必要が生じた場合のみ、次年度に予算要求する。通常は、関係教官が少ないこともあり、経常的な予算は組まないこととする。

以上

[REDACTED]

動物実験実施報告

1. マウスの繁殖・飼育

期間： 平成 11 年 4 月 1 日～平成 12 年 3 月 31 日

対象動物： 老化促進モデルマウス (SAMP1 and R1/Yag//Nct)

匹数： 常時約 200 匹

実験者： ██████████

実験内容： マウスの通常の繁殖・飼育作業。

飼料は、通常の市販実験動物用飼料 (日本 SLC 社製)。

床敷きは、通常のチップ (日本 SLC 社製)。

飲料水は、通常の水道水。

糞尿の処理は、床敷きのチップ (おがくず) とともに本校焼却炉にて焼却。

2. 茶の抗 IV 型アレルギー作用の検定実験

期間： 平成 11 年 4 月 1 日～平成 12 年 3 月 31 日

対象動物： ICR 系マウス (日本 SLC より購入)

匹数： 850 匹

実験者： ██████████

実験内容： 茶の抗 IV 型アレルギー作用を評価、検討する目的で、上記マウスを用いて、オキサゾロンによる感作実験を行った。一回の検定に 30～40 匹のマウスを用い、予備飼育も含めて約 3 週間ずつ飼育した。投与した試料は、茶の抽出物およびそれから精製した化合物を用いた。飼育後は、エーテル麻酔下に安楽死させ、アレルギー症状を観察、測定した。床敷き、飲料水、糞尿の処理は、実験 1 と同様に行った。

3. フラボノイド投与実験

期間： 平成 12 年 1 月 14 日～同年 1 月 18 日

対象動物： ddY 系マウス (日本 SLC より購入)

匹数： 15 匹

実験者： ██████████

実験内容： フラボノイドの動物体内への吸収率を測定する目的で、上記マウスに複数濃度のクエルセチンを経口投与した。投与 1 時間後エーテル麻酔下に解剖し、肝臓等の臓器および血液等の検査を行った。床敷き、飲料水、糞尿の処理は、実験 1 と同様に行った。

備考

1. 委員長の選出方法の改則について。

平成 11 年度第 1 回動物実験委員会において、今後、他の委員会と同様に年度当初に委員長を校長に指名していただく形に改則するよう準備する内容の議題が、委員長より

添付資料 4

平成 7 年度～平成 11 年度
教官・技官の委員リスト

	動物実験に係る教官（若干名）	動物実験に係らない教官（若干名）	動物実験に係る技官（若干名）
平成7年度	◎ [Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
平成8年度	◎ [Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
平成9年度	◎ [Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
平成10年度	◎ [Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
平成11年度	◎ [Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

◎, 委員長.